

## 滋賀県食品衛生管理認証に係る表示に関する要領

### (目的)

第1 この要領は、滋賀県食の安全・安心推進条例施行規則(以下「施行規則」という。)第10条の規定による認証に係る表示の方法について、必要な事項を定める。

### (文字および図柄の承認)

第2 施行規則第10条第1項第2号および第3号のただし書きの規定により知事の承認を受けようとする者は、文字または図柄の例外承認申請書(別記様式第1号)を知事に提出し、その使用の承認を得なければならない。

### (認証マーク)

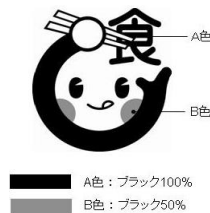
第3 施行規則別記様式第5号の注2により定める認証マークの配色は、次のとおりとする。

#### ○カラーで使用する場合の配色



#### ○単色で使用する場合の配色

(ブラックを使用する場合の使用例)



- 2 認証マークの大きさは任意とするが、縦横比率は変更してはならない。
- 3 認証マークの配色は、変更してはならない。

### (認証マークの交付)

第4 認証マークを使用しようとする者は、認証マークの電子データ交付願(別記様式第2号)により、認証マークの電子データの交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により認証マークの電子データの交付を受けた者は、交付されたデータを適正に管理しなければならない。

### 付 則

この要領は、平成22年2月8日から施行する。

### 付 則

この要領は、平成23年11月15日から施行する。

### 付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。